

報告第3号

基本項目等検討小委員会の協議経過について

風連町・名寄市合併協議会基本項目等検討小委員会の協議経過について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月28日提出

風連町・名寄市合併協議会  
会長 島 多 慶 志

## 小委員会協議報告書

風連町・名寄市合併協議会小委員会規程第3条の規程により付託された事項(基本項目等検討)について、同規程第9条に基づき、下記のとおり報告します。

平成16年 6月28日

風連町・名寄市合併協議会  
会長 島 多慶志 様

基本項目等検討小委員会  
委員長 福光 哲夫

### 記

基本的協議項目 A-1	合併の方式について
協議結果	新設合併とする

- ① 合併の方式は「新設(対等)」合併とする両市町長の確認をもって合併協議会を設置している。
- ② 「新設合併」とするか「編入合併」とするかは、合併を考えるうえで最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであることから、その相違を十分理解して議論されるべき事項である。
- ③ 本市町の合併協議においては、「新設合併」とする。

基本的協議項目 A-2	合併の期日について
協議結果	合併の期日は平成18年3月31日までとし、諸事情を考慮のうえ、合併の期日を決定するものとする。

- ① 現行合併特例法による財政支援措置の適用を受けるためには、平成17年3月31日までに両市町の議会において議決を経なければならない。
- ② 現行合併特例法期限内の議決と法が適用される平成18年3月までを合併期日とする両市町長の確認事項をもって合併協議会に臨んでいる。
- ③ 合併期日の決定は、住民との合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会での協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継の利便性等を総合的に勘案して判断されるべきものである。
- ④ 両市町議会での議決後、知事への合併申請、道議会での議決及び総務大臣への届出等諸手続きが定められており、これらの期間を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。
- ⑤ 本市町の合併協議において、合併の期日は平成18年3月31日までとし、諸事情を考慮のうえ、合併の期日を決定するものとする。

基本的協議項目 A-3	新市の名称について
協議結果	継続協議

「名寄市」とすることを希望するもの、また一方では「新しいまち」を創る視点から、新市名とし、互いの名称の一部を組み合わせてはとする意見もある。

結果として、十分に時間をかけ、住民合意を得るための協議を継続することとする。

基本的協議項目 A-4	事務所の位置
協議結果	継続協議

地方自治法上の条文からすれば、名寄市が自然とする意見がある。双方の庁舎有効活用、地域住民の利便性を考慮した組織・機構案について協議を重ねる。

基本的協議項目 A-5	財産の取り扱い
協議結果	財産は新市に引き継ぐこととする。

- ① 合併に際し、合併関係市町が所有する財産は全て新市に引き継ぐことが原則とされている。
- ② 風連町が法人格を有する合併特例区を設置するにあたっては、財産を一旦新市に引継ぐこととされるが、その取り扱いは両市町の協議書に基づき議決を経ることとなる。
- ③ 両市町が有する特定目的基金については、その目的に沿う協議を行う。
- ④ 本市町の合併協議において、両市町の有する財産は新市に引き継ぐこととする。基金、債務等詳細な資料をふまえ具体的な事務事業協議を行うこととする。

合併特例法等に定める協議項目 B-2	議会議員の定数及び任期の取り扱い
協議結果	継続協議

① 新設合併の選挙制度

(1) 一般原則

ア. 議会議員は、すべて身分を失う。

イ. 合併後50日以内に新定数（法定定数以内）に基づき選挙を実施

- (2) 定数特例
  - ア. 協議により、合併後最初に実施される選挙（設置選挙）で選出される議会議員の任期（4年）に限り、合併市町の法定定数（26人）の2倍に相当する数（52人）まで定めることができる。
- (3) 在任特例
  - ア. 最長で2年間、合併前の議会議員が引き続き新市の議会議員となることができる。
- ② 合併協議会設置にあたり、議会議員の選挙は、旧自治体ごとの選挙区制度とすることとして両市町長の確認がなされている。
- ③ 定数、特例の取り扱いについて、効率的な行財政運営が求められるなかで、住民の声を反映させる議会議員の立場を構築し、住民の合意を得られる議論を進めていくこととしている。

合併特例法等に定める協議項目 B-3		農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い
協議結果	継続協議	

- ① 農業委員会は、必置の行政機関であり、1自治体1農業委員会が原則である。
- ② 選挙委員の任期等に関しては、在任特例がある。  
市町合併に関わる両市町農業委員会それぞれの協議経過をふまえることとする。